

豊中市の支援教育（支援学級への在籍等）についての考え方について

本市は、昭和 53 年（1978 年）に策定した豊中市障害児教育基本方針及び平成 28 年（2016 年）に改定した同基本方針（改定版）に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を大切にした取組みを進めています。

また、障害のある子どもたちの特性に応じた教育のさらなる充実を図るため、令和 5 年度（2023 年度）からは、市内全校に通級指導教室を設置し、一人ひとりの教育的ニーズに柔軟かつ的確に応える教育をめざしています。

現在、障害のある子どもの学びについては、必要に応じて学ぶ内容や学び方を変更して指導を受ける「支援学級」と、「通常の学級」に在籍しながら障害の特性に応じた指導を受ける「通級指導」があります。

豊中市教育委員会では、子どもたちが、地域の学校で学ぶにあたり、どのような学びが最適であるかを判断するため、法令や文部科学省の通知に基づき、本人、保護者の意向を最大限尊重するとともに、学校の意見を踏まえたうえで、就学先を決定していますが、保護者の方との就学相談において、「不安だから」、「見守って欲しいから」との意向から「支援学級」を希望されるケースがあります。

子どもたちの教育的ニーズを的確にとらえ、適切な学びにつなげていくため、別紙のポイントを踏まえて学校とともに就学先をご検討ください。

— 連絡先 —
豊中市教育委員会事務局
児童生徒課 支援教育係
(豊中市教育センター内)
螢池中町3丁目2番1-600号 (ルシオーレビル6F)
TEL 06-6844-5293

ポイント① 支援学級に在籍する場合は、児童生徒の障害の特性に応じた教育課程を編成し、これを「個別の指導計画」として指導を進めます。

参考 『文部科学省：特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）R4.4.27』

インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

～中略～

特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。

～略～

ポイント② 市立学校の支援教育について

通常の学級 在籍

所属学年・学級における集団への一斉指導を主として、落ち着いて学習に臨めるよう環境調整を行い、個に応じた配慮をしつつ授業がすすめられます。子どもたちは担任とともに仲間と助け合いながら学校生活を送っていきます。小学校・中学校の学習指導要領に沿った指導が中心となります。

通級指導教室

豊中市立学校 全校に設置しています。
子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた自立活動を通級指導教室で行います。

⇒お子さまの状況から、「自立活動」の時間を設定する必要がない場合は、「通常の学級」に在籍することを原則とします。また、必要に応じて通級指導教室をご検討ください。

支援学級 在籍

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別の教育課程（自立活動の指導を取り入れる、必要に応じて下学年の学習内容を指導したり、下学年の目標へ変更したりする等）を編成し、通常の学級内での学びを大切にしながら、通常学級担任と支援学級担任が指導支援を行います。

⇒当該学年の時間割を変えるなど、個に応じた授業が必要な場合は、支援学級をご検討ください。

